

おらいは地震さ大丈夫？



昭和56年5月以前に建てられた住宅は、強い地震で倒壊する危険があります。自宅の安全を確認してみませんか？

わが家は
大丈夫

これまで大丈夫だったし
お金もかかる

地震だ！

耐震化すれば
よかった



住宅の倒壊は家族の危険や大きな財産喪失となるだけでなく、近隣の方の避難や救助の妨げともなります。

これまでの地震によるダメージの蓄積や、経年による劣化もあることから、次の強い地震には耐えられないかもしれません。補助制度もあるので、まずは耐震診断をしてみましょう。

耐震診断や耐震改修工事には助成制度(補助金)があります

昭和56年5月以前に建てられた木造戸建て住宅

① 耐震診断助成

住宅の耐震診断の費用は、一般的に15万円程度かかりますが、補助金を利用すれば

自己負担額は、**8,300円**※1となります。

(床面積が200㎡を超える場合は、自己負担増があります)
※1 70㎡ごとに10,300円加算されます。(加算上限は30,900円)



耐震診断士

私たちが責任を持って
診断します

一般診断

・現地調査や聞き取りをもとに専門家が診断します。

改修計画

・壁の補強方法、位置などの改修計画をたてます。
・改修工事の概算費の算出も行います。

② 耐震改修工事助成

補助額 最大 30万円/戸

※工事費補助上限90万円の場合です。

※改修工事費によって変動します。

※予算により実施出来る件数が決まっております。まずはお問い合わせ下さい。

改修設計

改修計画をもとに関連工事など検討します。

建て替え

診断や改修計画によっては、建て替えの選択も考えられます。

改修工事

安全性を確認した上で、見栄えなどを重視せずに改修すれば、150万円程度の工事費を90万円程度に抑えられる場合があります。

住宅耐震化促進事業 Q&A

Q 耐震化を行う必要はあるの？

A ・前面にもありますが昭和56年5月以前に建築された住宅は現在の基準と合致せず倒壊する恐れがあります。東日本大震災の余震も続く中、ダメージの蓄積も考えられます。地震の揺れによる被害から命を守るためだけでなく、地震時に起こる火災等の救助や避難の妨げにならないためにも、住宅の耐震化が重要です。

Q 耐震診断の事業の流れを教えてください

A ・申込書をご提出いただいた後、町から委託先（宮城県建築士事務所協会）に耐震診断士の派遣を依頼します。
・委託先において派遣する耐震診断士を決定し、その後、お申し込みを頂いた方へ耐震診断士から電話連絡があり、診断日を決めていただくことになります。

Q 耐震性はどのようにやってわかるの？

A ・家屋の状況を調べたうえで、専用のコンピュータソフトで「上部構造評点」を計算します。
・耐震診断の時は、壁を剥がすことはありませんが、天井裏など点検口から入れる範囲は確認をします。また、建築時の図面があれば診断がよりスムーズに進みます。

上部構造評点	判定
1.5以上	「倒壊しない」
1.0~1.5	「一応倒壊しない」
0.7~1.0	「倒壊する可能性がある」
0.7未満	「倒壊する可能性が高い」

Q 事業の手続きが複雑そうでよくわかりません

A ・建築士事務所の登録をしている建築士は、建築関係の書類作成を代行することが生業として認められています。住宅耐震化促進事業に関する書類についても作成支援できますので、書類の煩わしさは心配ありません。
・診断、設計、改修を行う耐震診断士や事業者は、それぞれ宮城県に登録された耐震診断士や事業者である必要があります。町建設水道課までご連絡いただければ、耐震診断士や登録事業者の一覧表を提供いたします。

Q 耐震改修はどんな工事なの？

A ・工事の内容には、基礎や壁の補強、屋根の耐震化、劣化した部材の交換などがありますが、特に多いのは壁の補強です。どのような改修にするのかは住宅の状況や持ち主の希望に応じて、事業者と打合せながら決めていくことができます。
・壁の補強は、まず壁板を剥がし、既存の柱と柱の間に筋交い（斜めの木材）を取付、金物で固定します。また、既存の筋交いにも金物を取り付けて強度を上げます。柱と土台、柱と軒桁なども金物で補強します。その上で壁板を貼ります。壁板を貼る際、必要に応じて耐震性のある合板などを用いる場合もあります。最後に壁紙を貼って復旧します。
・補強する箇所は、全ての壁を補強するとは限りません。数カ所を集中的に補強することで、「耐力壁」をバランス良く配置するようにして家全体を支えるようにする場合があります。

Q 耐震改修の費用はいくら位かかるの？

A ・住宅の状態等により異なりますが、最近県内での工事費は150万円~200万円程度で推移しています。但し表面にも記載しましたが工事の方法により費用を抑えることができます。

Q 過去の年度の診断結果や設計書は有効なの？

A ・有効です。診断、設計、改修はそれぞれ別の補助金になっているため、それぞれ業者を変えて実施しても構いません。

※悪質リフォームにご注意下さい！

不要な工事で代金を請求する悪質なリフォーム被害が増えています。耐震改修工事の契約をする前に、家族や知人、県で開設している無料相談窓口などにご相談下さい。